

トマス・ホープリーの教育思想

教育学コース 寺崎 弘昭

The Educational Thought of Thomas Hopley

Hiroaki TERASAKI

ABSTRACT

In this paper, the writer has attempted to clarify the educational thought of Thomas Hopley.

Hopley was accused of manslaughter in the legal case *Regina v. Hopley* (1860), which has been famous for being an archetype of legal cases of school corporal punishment in commentaries on the laws of England before its abolishment in 1986. And, he was imprisoned for 4 years' penal servitude by the court (July 23, 1860).

Yet, why was he obliged to exercise corporal punishment and be imprisoned? Such a natural question cannot be answered fully, for we cannot find any study on the Hopley incident itself, especially his thought of education, in spite of its importance.

Hopley had been famous for his theoretical and educational activities before the incident occurred. For example, *The English Journal of Education* (June 1, 1860) told of him as the following: "Mr. Hopley is something more than a mere pedagogue, he is an educationist in the full sense of the term."

In fact, Hopley published many pamphlets on education as a series of his project "Plain and Simple Lectures on the Education of Man". And he had a grand plan to establish his "Model Educational Establishment" with a well-trained mistress for the performance of her motherly influence, as well as to establish the "Royal Educational Society".

The most distinct character of his educational thought consisted in his interest in physiology, which was expected to clarify the laws of life. Education should restore the "perfect nature" ("Health") according to the laws of life, and make a contribution to "cleansing the country". Hopley's theory of education was a type of "bio-pouvoir" (Michel Foucault), which aimed at the "whole life of man", emphasizing the importance of the bodily exercise and health.

The "bio-pouvoir", however, did not deny corporal punishment in general. In fact, Hopley vindicated his act, which put a boy aged 15 to death, as a deliberate and educational one based upon John Locke's view of corporal punishment. Locke permitted "Beatings" and even "Whipping" for children's "Stubbornness" and "Obstinacy" in his notorious book *Some Thoughts concerning Education* (§ 78).

目 次

はじめに—「イーストボーンの悲劇」の教育思想

1. 「教育者」ホープリー
2. 『人間の教育についての簡潔な講義』
3. 獄中からの弁明—『レジナルド・チャネル・キャン

セラーの死に関する事実』

4. ホープリーの体罰觀—源泉としてのジョン・ロック
おわりに

はじめに—「イーストボーンの悲劇」の教育思想

1860年、英仏海峡を望む町イーストボーンで、トマス・ホーブリーは、学校体罰死事件を惹き起こし、懲役4年の刑を宣告された。

この判例（*2 F. & F. 202*）が、イギリスで学校体罰が法律上禁止される1986年以前の諸判例の原型に据え続けられてきたにもかかわらず、しかし、ホーブリーという教師がどのような教師であったのか、そのことの解明がこれまで進められたことはない。彼がいかなる人物であり、教師であったか。そんなことは、判例の枠組みをなぞる判例解釈学にとってはどうでもいいことであり、また、懲役刑に服した一教師に教育論的確信などあろうはずもない、と想定されていたかのようである。

しかし、なぜ、ホーブリーという教師は学校体罰死事件を惹き起こし、懲役4年の刑を宣告されることになってしまったのか。そのことを、ホーブリーの教育思想（教育的思考）に内在的に明らかにすることは、教育史研究にとっても、もしそれが可能であるとすれば、是非とも試みる価値のあることである。

だがそもそも、ホーブリーの教育思想（教育的思考）の一端でも、明らかにすることは可能なのだろうか。ましてや、彼が体罰に関するいかなる見解をもっていたか、彼自身が明言していたのだろうか。

すくなくとも、これまでホーブリー裁判を微に入り細にわたって報じた溢れるほどの新聞報道を分析した限りでは¹⁾、残念ながら、裁判の中でホーブリー自身によって彼の体罰論が明快に提示されていたわけではなかった。わずかに、1860年5月2日の審判の時点で、被告としての弁論の最後に次のように付け加えたことに限られている²⁾。

私が縄跳びの縄と歩行杖を使用した理由は、私が概してどんな種類の体罰（corporal punishment）も嫌悪している（averse）ので家にケーン（笞cane）を置いていなかったためなのです。

しかしもちろん、これだけで、ホーブリーは体罰反対論者だったと論じるのは余りに早計だ。ここはじっくりと腰を据えて、ホーブリー自身の声を集め、彼の等身大の像を再構成しようとするしかない。そのなかでしか、ホーブリーの体罰論もその姿を現すことはなさそうである。本章では、『英國伝記事典（Dictionary of National Biography）』などにはとうてい掲載されるべくもない一人の市井の教師の声を、その教育史的重要性に鑑みて、を集め再構成すべく努めてみたい。

1. 「教育者」ホーブリー

事件は、裁判を報じる当地の新聞『サセックス・エクスプレス』1860年7月24日付では、次のように簡潔に纏められていた³⁾。

トマス・ホーブリー、41歳、学校教師、は、レジナルド・チャネル・キャンセラー、15歳の少年、を、去る4月21・22日に殺害した罪により起訴された。

事件の年、ホーブリーは41歳だった。1819年生まれということになろうか。被害者は、生徒レジナルド。判例では「13歳ないしは14歳」となっているが、15歳である。

この裁判により故殺罪で重懲役刑4年の宣告を受けサセックス州ルーズ監獄に収監された懲役囚という事実からは、とても予想され得ないかもしれないが、その教師ホーブリーは多数の教育パンフレットを公刊しその教育思想を喧伝した「教育者（educationist）」であった。

それは、当時の教育雑誌の中ではホーブリー事件について最も素早く反応した『イギリス教育ジャーナル（The English Journal of Education）』6月号が、1頁半を割いた記事「トマス・ホーブリー氏の事件」中で、ホーブリーが「たんなるペダゴーグ以上になにか」だったという事実に読者の注目を惹こうとして次のように書いていたなかに表れている⁴⁾。

ホーブリー氏はたんなるペダゴーグ（mere pedagogue）以上になにかであり、彼は言葉のあらゆる意味において教育者（educationist）であった。外科医の息子であった彼は、物質と精神の結合について集中的に研究していたようにみえる。3年前に彼が寄贈してくれたホーブリー氏の著作を、我々はいま目の前にもっている。……ホーブリー氏は教育を適切な光の下に考察しており、また、哲学者、学者、博愛主義者、キリスト者として執筆している。

ホーブリーは、「言葉のあらゆる意味において教育者（educationist）」だったのである。

ホーブリーの出自や、彼が「博愛主義者」であったことについては、『サセックス・エクスプレス』5月5日付記事が、より詳しい情報を提供してくれる⁵⁾。

ホーブリー氏は、ルーズで開業していた外科医ホーブリー氏の息子であり、フライアーズ・ウォークに面するハイ・ストリートの角の家に住んでいた。彼は、長いこと、若者の教育（tuition）に携わり、また我々の指導的な家族の子どもたちの学習を監督してきた。数年前にルーズを離れてイーストボーンに移り、以来そこに居を構えている。身体教

育についての自らの見解を鼓吹するのにきわめて熱心だったが、最近では染色・漂白業に従事する子どもたち一異常な熱気の中で18時間から19時間働かされるという残酷な処遇を受けている一のために世論を喚起することに尽力していた。

それによれば、当時議会で議論されていた染色・漂白業に従事する子どもたちの労働時間を短縮するための法律の制定に向けて、ホーブリーは精力的に活動し彼の公刊したパンフレット『改善を求めて叫ぶ不正義 (Wrongs which cry for Redress)』が多大な貢献をした、というのである。ホーブリーは、博愛主義的な教育論者であった。その教育論体系の性格に、ホーブリーが医者の息子だったことが深く刻印されていたことは、後に詳しく検討されることになるだろう。

ホーブリーの博愛主義者ぶりは、当時、それなりに流通していた認識だったらしい。たとえば、工場地帯の都市新聞の一つ『マンチェスター・ガーディアン』7月25日付の場合、ホーブリーの工場問題・児童労働への発言が厳しいものであったためか、第2頁の「ニュースの要約」国内編の最後に、次のようなあたかもホーブリーの不幸な事件を歓迎するかのようなトーンの記事を掲載していた⁶。

イーストボーンの学校教師で、「抑圧された」工場労働者の偽善的チャンピオン (hypocritical champion) であるホーブリーは、生徒レジナルド・キャンセラーを鞭打ち死に至らしめた罪で、重懲役4年の宣告を受けた。この怖ろしい事件について、我々は別に論評する。

「『抑圧された』工場労働者の偽善的チャンピオン」という表現はいかにもいただけないが、被告が「社会問題に並々ならぬ知識をもっている人物」だったことが、工場地帯の都市新聞にとってニュース・バリューをもっていたらしいことはよくわかる。

これとはトーンを異にしつつ、『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』は、この事件の教訓について述べるなかで、ホーブリーの仕事についての情報を提供してくれている⁷。

この事件は、いかに人が自分自身の本性を知ること少なきか、の強烈な例を提供している。ホーブリー氏は、優れた知性と人間性の名声を得ようとし、教育と博愛 (education and philanthropy) に関する主題について執筆し講演した。……懲役も、貧しい工場労働児童のための彼のエネルギーを殺ぐことはなかったようだ。その主題に関する最後のパンフレットには、余りに凶悪で他に類を見ない

故殺の容疑で収監されたルーズ監獄で書かれた序文が付されていた。

たぶん、ホーブリーはこれまで「優れた知性と人間性」を己の本性と思いこもうとしてきたが、それは「非人間的」(コックバーン判事) 行為によって誤解だと証明された、という皮肉を込めたのであろう。ただそれにしても、ホーブリーが「教育と博愛に関する主題について執筆し講演した」事実を指摘している点は重要である。

これまでのところから既に明らかなように、ホーブリーは工場労働に関する博愛主義的著作をものしていると同時に、『イギリス教育ジャーナル』6月号も述べていたように「ホーブリー氏は教育を適切な光の下に考察し」た教育論もまた著作として公刊していたはずなのである。ただしあなみに、『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』の記事の後半に関して疑問を提出しておけば、後に見るよう獄中で書かれた序文が付せられたパンフレットは、管見の限りでは『レジナルド・チャネル・キャンセラーの死に関する事実』だけであり、それは「工場労働児童のため」を主題としたものではない。おそらく、それときには『サセックス・エクスプレス』5月5日付記事が言及した『改善を求めて叫ぶ不正義 (Wrongs which cry for Redress)』とを混同したために生じた誤りであろう。

このように、「教育と博愛」に関する主題について自説を積極的・活動的に公表していたホーブリーの姿は、『ブライトン・オブザーバー』7月27日付第2頁の「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」と題する社説にもうかがえる。それは、冒頭、次のように、ホーブリーが何者だったのか、いくつもの「賛辞」を重ねるところから開始される⁸。

イーストボーンの偉大な博愛主義者、社会科学協会の傑出したメンバー、女性の権利の熱烈な提唱者、高尚な芸術についての雄弁な講演者、「古典」教育の優越性に関する多数のパンフレットの著者、……あの著名な教師ホーブリー氏……。

ここにみられるのは、これまでに得られたホーブリー像をも超えている。「偉大な」と形容されていることを言っているのではない。工場労働の改良を求める博愛主義的教育論者という像を超えて、その視野が「女性の権利」にまで延びていること、また「社会科学協会 (Social Science Association) の傑出したメンバー」でもあったことが指摘されている点を言っているのである。

正式名称を National Association for the Promotion of Social Science という社会科学協会は、1857年にヘン

リー・ブルーアム (Lord Brougham, Henry, 1778-1868) を初代会長として設立されたものであり、奇しくもあの「イングランド初の教育学講座教授」ジョセフ・ペインもそのメンバーであったことが知られている⁹⁾。ブルーアムは、1810年下院議員になって以降1810年代から30年代の旺盛な教育調査・立法活動で知られており、これまでも公教育成立史研究の中でとりあげられてきた人物である¹⁰⁾。したがって、このような協会のメンバー資格を与えられている¹¹⁾ホープリーに公刊された著作がない方が不自然であろう。

そこで、大英図書館の蔵書目録 (*British Library Catalogue*) を検索してみることにしよう。すると、やはり、ホープリーの著作として、以下のものが挙げられている。

- 1854 A Lecture on Respiration: being the Sixth of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, London
- 1855 A Lecture on Respiration, the 3rd thousand [edition], London
- 1857 An Introductory Lecture on Education: being the First of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, 3rd edition, London
- 1857 A Lecture on Bodily Exercise: being the Second of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man., 3rd edition, London
- 1858 Bodily Exercise (continued). the Third of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, London. (curiously including Wrongs which cry for Redress in the later half part.)
- 1859 Wrongs which cry for Redress. to the Men and Women of the United Kingdom: Letter I. Written with a View to the Formation of a Popular Opinion upon Solemnly-momentous Questions, 2nd thousand, London
- 1860 Facts bearing on the Death of R. C. Cancellor: with a Supplement and a Sequel, London
- 1864 The Hopley Divorce Case. A Cry to the leading nation of the world of justice: and for the souls of my wife and children: dedicated to Lord Brougham, published by the said Thos. Hopley, at 141, Fleet Street, London
- 1868 Hints bearing upon so-called "Spiritualism". The Brothers Davenport and Mr. Fay., London

- 1869 A Supplement to the Plain Statement of Facts, published by the said Thomas Hopley, at 32, Torrington Square, London

これが「多数の教育論パンフレット」(『ブライトン・オブザーバー』7月27日付)と呼べる数かどうかはともかく、これまでの調査でもこの大英図書館所蔵資料以外のホープリーの著作は、あと1種か2種の公刊資料が合理的に予想されるにもかかわらず¹²⁾、その現物は見出されていないのが実状である。しかし、ホープリーの声をとにもかくにも再構成する試みの端緒としては、これで十分とも言える。これまでにホープリーの教育論を再現前しようというこうした試みは皆無だったのであり、むしろ、学校体罰死事件という不名誉な事件の当事者となり投獄された一教師の公表したものが、とにもかくにも所蔵され眼を通すことができることに感謝せねばなるまい。

タイトルを瞥見しただけでも、1860年に事件を惹き起してしまう以前のホープリーが、『人間の教育についての簡潔な講義 (Plain and Simple Lectures on the Education of Man)』というシリーズで教育論パンフレットをいくつか公刊しており、それが彼の教育論体系構想の一部であったことは明白である。それは、十分にここでの分析の対象として耐え得るものであろう。その分析のなかで、自ずと、さきの『ブライトン・オブザーバー』7月27日付が指摘していたようにホープリーの教育論が『古典』教育の優越性に関するものであったかという認識の不確かさも分明になろうというものである。

2. 『人間の教育についての簡潔な講義』

1860年以前にすでに構想されていた「教育者」ホープリーの教育論体系の全貌は、なによりも、1856年刊行と同年に第2版が早くも刊行された、『人間の教育についての簡潔な講義 (Plain and Simple Lectures on the Education of Man)』シリーズの序論にあたる『教育講義序説 (An Introductory Lecture on Education: Being the First of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man)』(以下、『序説』)に、最も凝縮して垣間見られる。これより先に、1854年、『呼吸に関する講義 (A Lecture on Respiration: Being the Sixth of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man)』(全86頁)が刊行されているとはいえ、そしてこれが翌年には3版を重ねているとはいえる¹³⁾、これは、副題に見られるように『人間の教育についての簡潔な講義』シ

リーズの第6講義にあたる各論である。この「前書き」に書かれているように、『呼吸に関する講義』は、1854年のコレラ流行¹⁷⁾に促されて、それが呼吸生理学と換気環境を論じたものであるがゆえに、急遽順序を無視し緊急出版された。

このような呼吸といった主題がその生理学と環境論とともに論じられる講義が教育論体系に位置づいているというのは、それ自体、ホーブリーの教育論体系の独特な性格を物語っている。その独特な性格は、1856年に公刊された『序説』に明白である。

『序説』は、価格1シリング、40頁のパンフレットとして世に問われた。その教育論上の特徴は、タイトル・ページに著者が「伝染病学協会 (The Epidemiological Society)」のメンバーであることが記されているとともに、そのすぐ下に掲げられているエピグラフに表れている。そのエピグラフとは、セネカ『幸福な生について』から抜粋引用された次のようなものである¹⁸⁾。

(幸せになりたいと思うなら—原著者) 何よりも大切なことは、羊の群のように、先を行く群の後に付いて行くような真似はしないことである。そんなことでは、進むべき道を歩んで行くことにはならず、単に誰もが進んで行く道を歩むにすぎない。われわれを害悪に巻き込むことの最も甚だしいのは、理性に従って生きるのではなく一般的模範に従って生きることである。…われわれは、群と共にに行くことを止めれば、健康を回復するであろう。…われわれが知ろうとするのは、一体何を行なうのが最善であるか、ということであって、何が最も多く世の中に行なわれているか、ということではない。また、何がわれわれを永遠の幸福の所有者にするか、ということであって、何が俗衆に推奨されているか、ということではない。

ホーブリーが教育に关心を寄せる時、教育とはなによりも人間の幸福な生に関わるものとしてある。幸福な生は、群れから離れ、群れを超えた理性 (ratio) に従う時にのみ得られる。この場合、しかし、理性は自然と対置されるものではない。エピグラフに採用されたさきのセネカの言自体、「幸福に生きるということは、とりもなおさず自然に従って生きることである。(Idem est ergo beata vivere et secundum naturam.)」¹⁹⁾というストア派の強烈なメッセージの中に無矛盾に位置づいていたのである。しかも、セネカ=ストア派と同様に、ホーブリーの教育論的関心は、したがって幸福な生への関心は、その中核部分に健康への関心を据えたものであった。それは、エピグラフ中の「健康 (health) の回復」

ということばに端的に表れている。なによりも「幸福は健康に存する」、とは2年後の1858年に出版された『身体鍛錬・続 (Bodily Exercise, continued)』中の言明である²⁰⁾。

『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズの意図は、『序説』の「はしがき (PREFATORY)」に鮮明に表明されている。

ホーブリーはまず、イングランドの予防可能な病気による死亡者数が年間10万人を超えることを指摘し、憂慮する。そして、文盲が男性で30%，女性で40%にのぼることを指摘し、さらに犯罪の増大を憂慮する。人口、文盲、犯罪、これらが焦眉の問題として設定される。この問題系に対応するのは、ホーブリーによれば、「健康と教育」というテーマ系である。そこで彼は、すぐに続けて次のように述べる²¹⁾。

偉大なる世論が健康と教育 (Health and Education) という重大な問題に関して形成される時、犯罪を消滅させ、無知を根絶し、長命を人民に与える、そのような法律の制定がなされるであろう。

ここからも予想されるように、ホーブリーという教師の教育論は、いわゆる教授学や学校教育論といった様相を纏うことはない。彼にとって、「教育とは、…神が人間をそうあらしめんとしたように偉大に成す科学にはかならない」²²⁾。「神の法への完全な服従が完全 (perfection) を齎す」²³⁾のである。

このように、「神の法」に従うこと、すなわち「自然の法」に従うこと、という勧告が頻出する²⁴⁾。というものも、神は人間に「人間の完全な自然」²⁵⁾を与えたにもかかわらず、授けられた自由意思によってその法を逸脱することによって、人間は「不自然な病気」と「不自然な死」を招き寄せてしまったのである。「地上の悲惨を創造したのは、人間にはかならない」²⁶⁾。だから、自然に従い、人間の完全性=健康を回復せねばならないのである。ここに、『序説』エピグラフに採用されたセネカ=ストア派的主題が、ホーブリーのものであったことも確認される。

そして、「自然の法」に従い完全な自然=健康を回復することが教育そのものであるがゆえに、ホーブリーにあっては、教育は「全生涯 (whole life)」²⁷⁾に関わる営みとみなされる。そこから彼は次のように、生涯学習の思想と、旅人の比喩を紡ぎ出すことにもなる²⁸⁾。

われわれは全て、年齢は異なる、学習者である。

われわれは、生の秘密を探求する旅の途上にある無知なる旅人に喻えられよう。

この「全生涯 (whole life)」に関わる教育という把握

は、存外にホーリー自身の意図を越えて、彼の教育論の特質を表現しているように思われる。というのも、それは、教育が全生涯にわたる営みだということとともに、人間の生をトータルに問題にするというホーリーの志向をも同時に表現してしまっているからである。

「全き生 (whole life)」に関わる教育は、ホーリーにあっては、「生理学的原理に基づいて」²⁶⁾はじめてその目的を達することができるとされた。生理学 (physiology) こそは、「生の法 (laws of life)」²⁷⁾を解明し、「生の秘密」を明かすものである。それは、「自然の法」 = 「神の法」、「健康の法」²⁸⁾に従い、人間の完全なる自然、幸福と健康を回復することを可能ならしめる基礎的科学である。

なるほど、生理学的人間把握を基礎とした教育論は、この時代の大きな共通思潮であるかもしれない。周知のように、同時期のハーバート・スペンサー (Herbert Spencer, 1820-1903) の『知育・德育・体育論 (Education: Intellectual, Moral, Physical)』(1860年) の場合も、この限りでは同様であり、生命 (life) の法則についての知識 = 生理学を中心とした彼のいう「有機的諸科学」が基礎学となっている。しかし、それは、「教育が果たすべき機能は完全な生活 (complete living) へわれわれを準備することである。」²⁹⁾という、ホーリーの場合といくぶん類似した教育目的を教育論の根本命題に据えているとしても、ホーリーのそれとは随分と趣きを異にするものとなっている。スペンサーの場合、〈完全な生活〉、つまりトータルな人間生活を構成している諸活動を分節化・階層化したうえで、それにとっての必要性を基準として知識の教育的価値が定められねばならないとされ、人間生活を構成している諸活動は、次の五つのものから構成されているとされる。(1)自己保存に直接的に対応する活動、(2)生活に必要な品を獲得する間接的自己保存活動、(3)親たること一子どもを育て規律訓練すること一の活動、(4)市民的一適切な社会的政治的関係を維持する一活動、(5)余暇の充足にむけられる活動。これらが重要度の順序で配列されたものである。すぐに見てとれるように、スペンサーの場合、将来の〈完全な生活〉に向けた主として知識の教育とそれに伴なう規律訓練が分節化される趣きを呈しているのである³⁰⁾。これに比べ、ホーリーの教育論の場合には、自己保存的レベルでの生の保障や健康それ自体が、自然の回復、幸福な生の実現の問題としてひたすら追求されている。しかも、それは将来の生の問題ではなく、それ以上に、子どもであれ大人であれ、今ここに生を営む人間の課題として論じられる観を呈するのである。

このように、すべての人の幸福な生、つまり自然の回復をめざすことが、ホーリーにあっては、なによりも教育の営みであり、そのような「全き生」は生理学によって照らし出される。そこでは、〈健康〉が目的であり、「精神と身体の結合 (the connexion between mind and body)」³¹⁾を前提としたうえでの〈身体〉の教育が全てですらある。それは、「人間の完全な発達 (perfect development)、換言すれば、人間の完全な教育 (perfect education)」³²⁾をめざすものである。

そのさい、人間の自然を照らし出すホーリーの生理学の特徴は、人間の身体の基幹を、骨でも筋肉でもなく、血液に見ることにある。彼は、「身体の全部分は、元来血液であった。」³³⁾とする見解をも援用しつつ、それゆえに、次のように述べるのである³⁴⁾。

健康的な性格の血液は、それゆえ、新鮮な空気、適切な食養生、適当な身体鍛錬、そして適当な精神の鍛錬 (pure air, proper diet, due exercise of body, and due exercise of mind) に依拠している。

血液が人間の健康の基幹であるという認識は、次のような言にも表れている³⁵⁾。

食養生・身体鍛錬・呼吸・精神的鍛錬の法の妨げられない働きは、人間の全器官に適切な活動を付与し、同時に、血液を健康に維持する。また、健康な血液を随伴する人間の全器官の適切な活動は、それら器官の健康にとって必須の全てである。それゆえに、これら四つの法の妨げられない働きは、人間の完全な発達、換言すれば、人間の完全な教育にとって必須の全てである。

ホーリーの教育論体系の独特な様相は、このような基本認識に由来している。このいわば血液一元論的身体觀と健康觀は、四体液 (血液・胆汁・黒胆汁・粘液) の一つを身体把握の基幹としているとはいって、古來の体液論的身体把握とはもとより一線を画している。それは、17世紀のハーヴェイ (William Harvey, 1578-1657) の血液循環論以来の議論に棹差す、むしろ機械論的身体觀ですらあろう³⁶⁾。精神活動を司る脳の健康にとっても、血液は必須なのである。

しかも上記の引用は、人間の健康を目的とする教育にとって「適切な鍛錬 (due exercise)」³⁷⁾が基本である、というホーリー教育論の要諦をも明かしている。「新鮮な空気、適切な食養生、適当な身体鍛錬、そして適当な精神の鍛錬」 = 「食養生・身体鍛錬・呼吸・精神的鍛錬」こそが、人間の全器官に適切な活動を付与し、血液を健康に維持するのである。「健康と幸福は、彼の身体

と精神の適切な鍛錬 (proper exercise) に依拠している³⁸。この場合、精神の鍛錬は、「身体のあらゆる意志的 (voluntary) 運動は精神的衝動に由来する」³⁹がゆえに必要とされ、「体育、知育、德育 (physical education, intellectual education, moral education)」⁴⁰という体系が立てられ、身体の鍛錬ではとくに一日最低2時間のウォーキングが推奨されるとともに⁴¹、学習についても次のように述べられることになる⁴²。

完全な発達の条件を学習することは重要となる。

……全器官および人間の骨格の力と機能に適切な活動を与えること、そして同時に、いわば全き存在の養い親たる血液の健康を維持すること。身体鍛錬・食養生・呼吸・精神的鍛錬の諸法に注目することは、絶対的に必要なものである。

かくして、ホーパリーは、こう高らかに主張する⁴³。

国土の清浄化 (cleansing of the country) は今日の最大の教育問題だ、と躊躇うことなく言わねばならない。国民のために大気を浄化することは、国民の血液を浄化 (purify) することであり、国民の血液を浄化することは、国民全体を身体的・知的・道徳的に浄化することにはかならない。

その意味で「衛生原理」⁴⁴は、「最大の教育問題」たる「清浄化」の原理であり、それによって、翻って、『序説』「はしがき」に教育の課題として掲げられていた、「不自然な死」はもちろん、無知と犯罪も一掃され得るのである⁴⁵。このように、「生の法 (laws of life)」を基礎としたホーパリーの教育論体系は、人口・無知・犯罪への着目といい、「健康」・「衛生」・「清浄化」、つまり〈身体〉の重要性への着目といい、ミシェル・フーコーの言う〈生—権力 (bio-pouvoir)〉の一表現にほかならないものであった⁴⁶。

もとより、一学校教師としてのホーパリーにとって、「全生涯」にわたる教育が教育論体系としては論じられねばならないとしても、また子ども期の教育の意義もまたそれ以上に強調されねばならないものである。そのことを、彼は、「子どもは大人の父である。(the child is the father of the man.)」⁴⁷という格言を掲げることによって、強調しようとする。彼によれば、「子ども期は、その血液の建設的エネルギーが善のために非常に活動的な時期」⁴⁸であり、また「世界中の全ての犯罪は、子ども期の悪しき訓練に負う」⁴⁹のであるから、人間の教育にとって決定的に重要な時期なのだ。そこから、早期教育、さらには出生前の「生命の曙の時期」⁵⁰の教育も重視されることになる。

あるいはまた、この子ども期の問題とともに、ホープ

リーの教育論にあって、底辺層の民衆生活や女子教育の問題がクローズ・アップされていることも、彼の教育論の「博愛主義」的・「フェミニスト」的特徴を象徴するものとしてとりあげておかねばならないのかもしれない。そしてまた、骨相学者・生理学者として著名なアンドリュー・コーム (Andrew Combe, 1797-1847) の著作、なかんずく『健康と教育への応用生理学』(1834年) がたびたび言及されている⁵¹ことも注目されるべきであろう。

しかしどもあれいまは、これまでに論じてきたところからしても、ホーパリーの『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズの構想が第一シリーズに関し次のようなものであったことは⁵²、もはや違和感なく受け入れられよう。

第1講 序説

第2講 身体鍛錬

第3講 身体鍛錬（続）

第4講 鍛錬に結びついた食養生

第5講 食養生（続）

第6講 呼吸

第7講 衣服と清潔

第8講 睡眠—結論

このうち、事件の年までに、第6講を先行させて、第1講、第2講、第3講が、順次刊行されていったのである。

3. 獄中からの弁明

—『レジナルド・チャネル・キャンセラーの死に関する事実』

しかしながら、事件は、この『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズの中絶をやむなくさせた。

たしかに、事件以前になにごともなく刊行され得たパンフレットからでも、「外科医の息子」として生まれたホーパリーが、時代の中で格闘しつつ彼の教育論を彼なりの独特なかたちで真摯に構想していた次第は、十分に理解される。それは、判例でみられる限りでは、残忍で悪鬼のような教師であり、「人間性」の名の下に葬り去られて然るべきだと思われる類の教師でしかないホーパリーの像を超えて余りあるものである、と言わねばならない。

それでもやはり、『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズの中絶が、ホーパリーの体罰觀を知ろうとする関心からすれば、決定的な欠落を生ぜしめたかにみえることは否定できない事実である。というのも、『人

間の教育についての簡潔な講義』シリーズでは、第一シリーズに引き続き、「道徳的・知的訓練」を主として主題とする第二シリーズが当初から予定されており、その中で「学校体罰および罰一般の問題を考察する (To consider the question of school-punishments, and of punishments generally)」⁵³⁾とホープリー自身予告していたからである。その約束は、果たされ得なかった。ホープリーは、その約束を行為のレベルで表現し、裁かれ獄に封じ込められて終わったかに見える。ホープリーの体罰觀を探る系は、ここで途切れてしまったかのようだ。

だが、ホープリーは獄中で、ただ黙していたわけではない。大英図書館蔵書目録にも、1860年刊行のパンフレットが一つ含まれていた。その冊子の序の末尾には、「1860年5月、ルーズの州監獄にて」と書かれている。これは、ホープリーが1860年5月2日の審問を終えて、7月23日の裁判を待機しつつ州都ルーズの監獄に拘置されていた時期に書かれたことを示している。

このパンフレットの題名は、『レジナルド・チャネル・キャンセラーの死に関する事実 (Facts bearing on the Death of Reginald Channell Cancellor: with a Supplement and a Sequel)』(以下『事実』)。全91頁の小冊子である。

このパンフレットは公判前の獄中にあって執筆され、公判後の8月に刊行されたものなのである。そして、わたしたちはすでに、事件と裁判の報道の詳細な分析を経て¹¹⁾、「レジナルド・チャネル・キャンセラー」という名前がホープリー学校体罰死事件の被害生徒のそれであることを熟知している。すなわち、このパンフレットこそは、彼の側から事件の経過を努めて冷静に記録し、同時に自らの弁明を図った、獄中からのホープリーの血の叫びだったのである。

『事実』は、3部から構成されており、その第1部は、「事実に関する簡潔な陳述」となっている。そこでホープリーは、いったい何が起こったのか、そのことをいっさいの誇張と虚偽を排し、事件に至る経過と事件の事実経過とについて詳細に記述しようとする。

その主張の要点は結局のところ、残虐な体罰ではなかったということ、妻は関与していないということ、四階の少年の寝室で罰した後少年をベッドに寝かせたがその時は死んでいるとは思えなかったこと、少年の死はなんらかの特殊な体質（おそらく猩紅熱の後遺症）による心臓発作によるものだということ、したがって翌朝少年の死を発見するまで隠蔽工作をしようとしたはずもなくまたその後もその意図はなかったということ、に尽き

る。そう主張することでホープリーは自らが「無罪 (Not Guilty)」⁵⁴⁾だと言おうとするのである。

しかし、こうした主張によって、7月23日の夏季巡回裁判におけるコックバーン判事の説示にみられる故殺について有罪という論理を駁するのは無理だと思われる。というのも、ホープリーがいくら「全ては怒りではなく愛のうちにに行なわれたのだ」⁵⁵⁾と言ったところで、彼自身「杖 (stick) を使用したのは思慮を欠いた行為だった」⁵⁶⁾と認めており、二階の教室で何回も⁵⁷⁾そして四階の少年の寝室でも少なくとも三回⁵⁸⁾打擲したことを認めているからである。また、ごく少量であれ、血の跡を洗い流したことも認めている⁵⁹⁾。コックバーン説示は、すでに別の機会にみたように¹¹⁾、「[打擲の下で実際に少年が死んだ] かどうかにかかわらず、もし少年が打擲の結果としてその時あるいはその後に死に、それが過度であったのならば、刑事被告人は故殺について有罪である。」としていたのであり、死後審査などを踏まえて「少年の死が刑事被告人の手による打擲によってひき起こされたということについての疑問の余地はない。」とされていたのだからである。詳細な新聞報道記事でみられたように、むしろ、コックバーン説示における根拠づけは、他のすべての証言が多少の誤謬を含んでいたとしても、検屍の医学的所見に収斂される観すら呈していたのである。

だがいまは、われわれが裁判官になり代わることが必要なではない。いまは、ホープリーが「教育者」であることによっていかにして体罰死事件に至るのかその次第を、彼の子ども観・教育観・体罰觀を明るみに出すこと留意しつつ、『事実』に即しながら辿っていかねばならない。

ホープリーの学校は、数人の生徒を預かる寄宿制の学校である。学校とはいっても、その建物はいわばホープリーの家であり、その家の中に二階に教室、四階に生徒たちのための各寝室が含まれている、という構造になっている。ホープリーの子どもたちの子ども部屋が生徒レジナルドの寝室の隣にあったり、生徒たちや彼の子どもたちの世話をする女召し使い三人の寝室が地階と四階にあったりするのも、当然である。もちろん、ホープリー夫妻の寝室などいくつかのホープリー家の生活のための部屋もこの寄宿学校の中にあり、若きホープリー夫人も生徒たちの世話と教育では大きな役割を担っている。ホープリーの学校は、7~8歳ぐらいからの子どもを何年間か預かって教育し一もつとも長い場合が8歳から18歳まで滞在してケンブリッジ大学へ進学した例⁶⁰⁾であろう一パブリック・スクールやグラマー・スクールに進

学させるための教育機関だったようである。

そのホーリーの学校へ、父親の強い希望で、少年レジナルドが受け入れられたのは、1859年10月初めのことである。レジナルドは、「あらゆる種類の学習に対する反感 (antipathy to learning of every kind)」⁶¹を示し、かつ運動嫌いで食欲・睡眠欲だけは逆に旺盛、という少年だった。ホーリーは、その少年がそれと気づかないうちに、毎日少年を仔細に観察し、少年の「無能力・愚鈍・軟弱という外見が装わられてのものだ」⁶²ということを確信する。

彼 [レジナルド] は出生時には普通以上の能力に恵まれていた。しかし今彼は、何年もの悪い訓練のために自然がかつての美しい均整と礼節から隔絶された、そのちょうどいい見本であった。何年もの間、身体と精神の全ての高貴な性質は、いわば内部にがんじがらめにされ、閉じ込められ、自らを発達させることを体系的に抑圧され続けてきていた。他方、過大なほどに成熟した唯一の力は、食べ飲み寝ることと、知的・文化に関する全ての試みに強烈に抵抗する力であった⁶³。

「装われた学習無能力 (pretended incapacity of learning)」⁶⁴、これがホーリーが少年に下した診断の結論である。この診断にもとづいて、彼は、一方で戸外での身体鍛錬による悪習慣の治療を行なうと同時に、貨幣の計算をさせることなどを少年に課す。

たしかに、身体鍛錬の成果には見るべきものがあった。最初ぶよぶよと太って胸まで頬が垂れており、口や鼻のまわりに搔き咎ったような皮膚剥けがあったレジナルドは、6ヶ月の間に、同年齢の子どもたちと同じくらいの引き締まった様子になり、運動でも他の子どもたちに伍すようになった、とホーリーは満足そうに成果を記している。そこには、『身体鍛錬 (Bodily Exercise)』の著者ホーリーの自負が透けて見えよう。

しかし、そのように身体鍛錬の方はそれなりに成果がみられたものの、少年は時々「強情の発作 (fits of obstinacy)」⁶⁵を起こした。

ある時は、彼の教育のために黒板にチョークで書かれた数を読もうとしなかった。ある時は、虹の色を順序よく繰り返そうとしなかった。またある時は、3ペニス・4ペニス・6ペニス等のコインの価値を知らないふりをして (pretend) 金銭計算を学ぼうとしなかった。こんな場合には、私は苛酷な罰に訴えることを余儀なくさせられた。そしていつも結局勝利を得た⁶⁶。

ここで「苛酷な罰」とホーリーが言っているのは、彼

が少年に「あなたが私に良かれと思って (for my good) 私を罰しているということは私にもわかっている。」と言わせたうえで、「さあ、レジー [レジナルド]、おまえが言わねばならないことを言って私にこの忌わしい杖を捨てさせておくれ。」と言っていることから明らかなように、杖による打撃のことである。上記引用に続けて、ホーリーは彼と少年とのやりとりを記していく⁶⁷。

「さあ、レジー、おまえが言わねばならないことを言って、私にこの忌わしい杖を捨てさせておくれ。何ペニスで3ペニー貨になるかな。」

「3。」

「それじゃ、何ペニスで6ペニー貨になるかな。」

「6。」

「さあそれじゃ、何ペニスで4ペニー貨になるかな。」

「5。」

「違う。4ペニー貨だよ。」

「3。」

「おまえは言ったよ、3ペニスで3ペニー貨になるって。いま質問しているのは、何ペニスで4ペニー貨になるかだよ。」

「7。」

「これこれ、おまえはもっとわかってるはずだよ。」

「8。」

「じゃあ、私はおまえをもう一度打たねばならない。」

もちろん、打撃の前にホーリーも説教はした。このままではおまえはおまえにとっても家族にとっても軽蔑されるべきお荷物になるだろう、おまえはおまえの改善 (improvement) のために親が支払っている多大の経費を無駄にしているのだ、もしおまえが自分の才能を耕そうとしないならばそれは神の意志に逆らって生きようとしていることと同じだ、というふうに⁶⁸。しかしその効果も空しく、打撃に至ったのである。

ホーリーは自分のことを、いわゆる教師然とした教師だとは思っていないかった。むしろ、「生徒たちは私を彼らの友人であり仲間だとみなしている。」⁶⁹と考えていた。そして、自ら生徒たちに「小さな虫に対してですら不必要的痛みを与えてはならない。」⁷⁰と教えていたくらいいであるから、「この哀れな少年に罰を与えることは私を精神的にも身体的にも滅入らせた」⁷¹のは当然であろう。それを見かねて、ホーリーの妻は、もうレジナルドを実家に送り返してと懇請するほどだった。

しかしホーリーは、「彼 (レジナルド) の中には、偉大で高貴な性格に彼をなす諸要素がある。」⁷²と信じていた。「装われた学習無能力」というのが、教師とし

ての診断なのだ。そしてホープリーは、「邪悪な気質(evil temper)を屈服させる」⁷³⁾ために、「意志的な強情(willful obstinacy)」⁷⁴⁾・「強情への非常に強烈な傾向性(strong inclination to obstinacy)」⁷⁵⁾・「悪い習慣」を「懲治(correction)」⁷⁶⁾するため、打擲を回避するわけにはいかなかった。「生きている限り少年は決して再び強情であってはならないし、もしここで私が彼に屈すれば彼は一生墮落し破滅したままであるしかない」⁷⁷⁾からである。「強情(Obstinacy)」⁷⁸⁾こそが罰されねばならないものなのだ。しかも、「痛みは彼の中にキリスト者の恥の感覚(a sense of Christian shame)を呼び起こす」⁷⁹⁾だろう。それは、「悪の道からこの少年を治療し救出する(cure this boy of his evil ways)」⁸⁰⁾ことである。

こうして『事実』の読者は、クリスマス休暇までに少なくとも四回の打擲が行なわれたことを知ることになる。ホープリー自身そのことを言明しているのである。ちなみにその言明は、クリスマス休暇で少年が帰省した翌朝風呂で父親が少年の身体に苛酷な罰の跡を見つけてホープリーに問い合わせたため、説明に赴いたその説明の中にみられるものである。彼は、まず少年の上述のような「性向(disposition)」⁸¹⁾について説明したうえで、こう言っていた。「少年はあらゆる学習に最も強力な意志で抵抗した。この強力な意志は(全ての優しい努力が失敗した後では)もっと強力な意志によってのみ屈服させられ得る。」「私はあらゆる点で、あたかも私自身の息子であるかのように、少年に対している。」「私はある場合には、私のこれまでの教育経験の中で他の生徒たちを罰してきたよりもはるかに苛酷に彼を罰せざるを得なかつたことを、彼自身のためになる(for his own good)ことだと信じている。」「私は遊戯室から子どもの縄飛びの縄をもち出して使った。また、一・二回杖も使った。……丈夫で太い杖(a good thick stick)だ。この特殊なケースでは穏やかな罰では用が足りない。」と⁸²⁾。

およそ七週間のクリスマス休暇後も、状況は基本的に変わらなかった。そこで彼は業を煮やして父親に手紙を出すことになる。ここからは、すでに判例において記述されていた事実経過と重なってくるので、詳細は必要あるまい。「三・四時間かかったとしても、彼が屈服するまで罰は潤渴的に継続されねばならない。」⁸³⁾としてホープリーが許諾を求め送った手紙(1860年4月18日付)に、父親は「彼に関するあなたの計画を妨害することは欲しない。」と返書(4月20日付)で答えたのであった。同時に息子にもその旨を伝え因果を含める手紙

が送られた。そして、事件の日、4月21日がやってきた。

ホープリーはその夜、すでに述べておいたように、二階で何回もそして四階で三回、少年を縄飛びの縄と「丈夫で太い杖」で打擲した。すると、少年は錯乱状態に入り、悪魔を見始めた。

まもなく彼〔レジナルド〕はすっかり柔軟になつた。「おう、悪魔(devil)だ。」と彼は言った。「悪魔が把まえていたんだ。」彼はベッドの上に座っている私の方に来て腕を私にまわした。「おう、迷惑をかけてごめんなさい。」そして彼は泣いた。それはその夜私が見た最初の涙だった。彼は、「頭をこうしたままでもう一度私のレッスンを繰り返してもいいですか。」と聞いた。彼の頭はその時私の胸に凭れかかっていた。私は彼の頬に手をあてた。彼はレッスンを始め、きわめて流暢に続けた⁸⁴⁾。そのときになって気がついた血のしみを15分間ほどで洗い流した後で、ホープリーは、自らを幸福だと感じ、その感慨を記述する⁸⁵⁾。

私はベストを尽くし、全ては怒りではなく愛のうちにに行なわれた。……私は幸福だと感じた。悲しかったがしかし、正しくふるまったという意識の中で幸福だった。私は生徒の利益(benefit)のためという原理にのみ基づいて行為した。そして彼に対し道徳的勝利を得た。将来彼はこの瞬間を、相対的に無用な存在から社会の知的で価値ある一員へと回心した画期とするだろう。

その時すでに少年には「将来」はなかった。それは翌朝にはわかることである。「回心(conversion)」は死を意味していたのである。だが、ホープリーはまだその悲劇を知らない。彼はその後、火照りを鎮めるために、居間に広げたままにしておいた「模範教育施設(Model Educational Establishment)」⁸⁶⁾の設計図を前にして、眠りに落ちるまでの時間を過ごしている。「私は、良心になんら疚しいところなく、平和裡にかつ健やかに安眠した」⁸⁷⁾。

4. ホープリーの体罰観—源泉としてのジョン・ロック

こうして、ホープリーの記述に即して事実経過を追ってきてみると、彼が「教育者」であることによって「幸福感」のまっただ中で体罰死事件に行きついた、というその限りできわめて不条理な悲劇に立ち合わされることになった。この出来事は、「生徒の利益のため」という最

も情愛的な熱意から生起した」⁸⁸⁾ものなのだ。

実際、彼は「教育者」としてきわめて情熱的かつ行動的な人物であった。彼は『事実』の最後の部分（第3部）で、この事件のために挫折せざるを得ないであろう自らの教育改革論について語り始める。「この世の悲惨の殆どは避けられ得るものだ。なぜならそれは、無知（ignorance）から生起しているものだからだ」⁸⁹⁾。だが、彼がこの「無知」ということばで指示しているのは、さまざまな諸知識の欠如ではない。それはたとえば、「真の宗教から生じる甘美な慰安についての無知」であり、「道徳的清廉から生じる幸福についての無知」であり、「よく訓練された知性を行使することの喜びについての無知」であり、「精神の強さ・心の軽やかさ・気質の統治・社会的慈善の輝きが全て身体の健康と密接に結合しているということについての無知」である⁹⁰⁾。したがって、彼が「全ての無知に対する武器として精神は自然に教育へと向かう。」⁹¹⁾と言うとき、その「教育」はなによりもさきの「無知」を根絶する「道徳的宗教的訓練」⁹²⁾を意味しているのである。このような考えにもとづいて「人間の全自然についての注意深い研究に根差した教育計画」が立案され、「教育システムの大革命」が行なわれねばならないのだ。

ホーブリーはそうした目的へと向かうために、「私の人生の諸目的（THE AIMS OF MY LIFE）」⁹³⁾なるものを設定し実行しようとしてきた、と言う。それは三つある。第一は、彼の思想を全ての階級の人々にわかりやすく伝え普及し、既存の教育システムの欠陥を指摘し、「新理論」を受け入れる用意をさせ、また「新理論」を提示することである。そのために彼がこれまでどれだけ多数の著作を世に送り出してきたか、まずホーブリーが力説するのはこのことである。この企図が、既に検討を加えた、『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズにはかならない。第二に、彼の理論を理想的に実現し、またその理論の正当性を証明するための、「模範的教育施設（Model Educational Establishment）」を完成することである。彼が少年レジナルドの寝室を出た後、居間での設計図の修正に携わっていたのが、それである。だがこの施設で子どもたちが効果的に訓練されるためには、良い設備だけではなく、「徳化し柔化する優しき性の影響力との接触」⁹⁴⁾が不可欠である、とホーブリーは言う。つまり、「高貴な精神と高潔な魂をもった女性」が「母の義務」を遂行することが「模範的教育施設」にとって必要なのである。そのためにホーブリーは、自分の娘だといつてもおかしくない「摂理がもたらした非常に若い少女」と結婚して、彼女を「模範的キリスト者の

女教師」⁹⁵⁾に教育すべく力を注ぎもした。そして第三に、第一・第二の目的をほぼ達成した段階でとりかかることになっていたのが、「王立教育協会（Royal Educational Society）」⁹⁶⁾を設立することであった。しかしながらホーブリーのこうしたプランは、彼が体罰死事件に行きついた時点で、彼の主觀的願望に反して挫折の運命を決定されたようと思われる。

ホーブリーをして拘置中の獄中で『事実』を執筆せしめ、それを裁判後の獄中にあって刊行せしめたのは、さしあたり、自らの壮大な企図を必然的に挫折へ追い込むとするものへの怒りであった。しかも、それは「誇張と虚偽」に満ちたものだ、とホーブリーには思われるものだった。

「本日の審理の間になされた誇張及び虚偽の陳述は余りにも多数にのぼり驚くほどである」⁹⁷⁾。こうホーブリーは、自らの「評決言い渡し後の被告の陳述」を「公判前の拘置中に準備した」『事実』の中で、あえてエピグラフ風に挿入している。判決確定後の獄中では規則によりこの種の執筆作業に従事することは禁止されていた⁹⁸⁾、にもかかわらずである。それほどに、審判および裁判における証言の「誇張と虚偽」には我慢できなかつたのである。

とりわけ、15歳の少女エレン・ファウラーの憶測にもとづく証言は、腹に据えかねるものであったらしい。エレンはホーブリー家のナース・メイドであり、事件の夜は、いつものようにレジナルドの寝室の隣にある子ども部屋で子どもたちの添い寝をしていて、事件の一部始終を聞いていた重要証人となったのである。しかも、ホーブリーによれば、他の召使たちの証言も、エレンを発信源とする噂話に影響されたものであった。『事実』の第2部は、だから、エレンの証言が憶測にもとづく「誇張と虚偽」に満ちたものだということを執拗に暴露しようとするものとなっている⁹⁹⁾。

ホーブリーによれば、なによりもまず、エレンは事が起きていた時刻を完全に勘違いしている。彼の妻が週に一度螺子を巻きに行く時計（seven-day clock）がたまたまその夜12時15分に止まっていたのを翌朝見て、妻が螺子を巻き切ったために時計が止まったと思い込み、そこから逆算して全ての時間経過を組み立てたにすぎないのだ。なるほど、9時45分にレジナルドが2階の生徒室に呼び入れられたのは事実だ。そんなに遅い時間になったのは、できれば体罰を回避しようとしてレジナルドに謝罪のチャンスを与え続けていたことによる。しかし、11時頃には生徒室から4階のレジナルドの寝室に移動を開始し、11時45分にはもう居間で「模範教育施設」の設

計図に向かっていたのだ。だから妻が蝶子を巻きに子ども部屋に入ったのは、12時よりももっと前のことなのだ。

それにまた、エレンは、体罰の程度がきわめて残酷なものであったかのように誇張している。まず、2階の生徒室から4階のレジナルドの寝室に移動する際に、妻を呼んで二人で彼を引き摺り上げねばならないほどに彼が衰弱していたかのように勝手に想像している。しかし事実は、レジナルドが頑として階段を上ることを拒んだために、妻の助けを必要としたということなのだ。

〔生徒室での努力にもかかわらず、〕彼の強情は屈服しなかった。それはその表れを変更しただけだった。彼は、今度は、階段を上がらうとしないことを決意した。私は妻を呼ぶことを余儀なくされ、私が彼を一步ずつ階段を上らせているあいだ左側を支えていてくれと頼んだ¹⁰⁰⁾。

また、エレンは寝室でレジナルドが「悲鳴(screams)」をあげていたというが、これも事実に反する。反対側の隣室で寝ていた生徒の一人フィルポット(Philpott)が証言しているように¹⁰¹⁾、レジナルドはたんに「唸り声(groan)」を出していたにすぎない。誰でも知っているように、「唸り声」を出すのはレジナルドの癖だった。そもそも、エレンらの証言は、出血の程度の描写において「誇張」をすら超えている。レジナルドの出血は大腿部からのものだったが、それは少量であり、伴創膏一つ貼って収まるものだった。むしろ蠟燭立てやあるいは衣服などに付着していた血のほとんどは、馴れない体罰でホープリー自身の掌に血豆ができそれが破れてしまったせいである。それとても、15分未満程度の時間で一人で拭うことができるものだったのだ。何回か階段を昇り降りして水を汲んだのは、翌朝レジナルドが使うだろう風呂桶の水を満たしておくためだったにすぎない。

こうしたエレンら訴追側証言に対する執拗な批判は、三年半後に刑期を終えて自由な執筆活動が可能となった後、『事実』の続編としてその初版が1865年に公刊された『事実の簡潔な陳述への補遺(A Supplement to the Plain Statement of Facts)』でも堰を切ったように繰り返される。これは、服役中のため『事実』では不可能だった7月23日公判での証言に対する微に入り細にわたる全面的な非難となっている。

しかし、拘置中の獄中でホープリーを『事実』執筆に駆り立てたものは、自らの教育的企図を挫折に追い込んだものへの怒りだけではなく、それ以上に、彼が手塙にかけて教育し愛した妻に関する事実無根のゴシップが捏造され大量に振り撒かれたことへの抑え難い憤怒だった

だろう。その発信源こそは、15歳の少女エレン・ファウラーなのだ。

さすがに地元の新聞報道では自粛していたが、ロンドンの新聞はこのゴシップに飛びついていた。すでに別の機会に明らかにしたことだが¹⁰²⁾、『タイムズ』や『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』は、事件を報じた際に、あたかもホープリー夫人があちこちに飛び散った血痕を終夜拭き取っていたかのような記述を挿入し、かいがいしくも夫の悪魔的行為に協力する妻の姿をクローズ・アップさせたのである。『タイムズ』は、「女主人はその夜の大半を事件の痕跡の抹消に尽力した。」¹⁰²⁾と記し、それを承けて『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』は、「哀れな妻は、夫に不利な証拠となる暴力の痕跡を拭い去るという怖ろしい仕事に、その夜を費やしていた。」¹⁰³⁾と記していた。

ゴシップを前提にした匿名の脅迫文書も、事件後ホープリーの自宅に多数寄せられてきていた。ホープリーによれば、その数は40通に達し、それらの全てが「教養ある紳士淑女の筆跡」だった、という。彼は、とうてい公表できない内容のものは除くとしつつ、そのいくつかを抜粋引用している¹⁰⁴⁾。そこからまた抜粋すれば、次のようなものである。

「奥様、彼〔ホープリー〕が次に殺すのは貴女自身ですよ。血に塗れた亜麻布をみんな洗った貴女にふさわしいことです。」

「奥様。貴女はご自分のことを女性だとお思いなのでですか？私は貴女を魔女(she-devil)と呼びます。……〔ママ〕人でなし(Wretch)！正義が下され、貴女が崩折れて死ぬまで、柱に縛られ鞭打たれんことを。……〔ママ〕あの悪鬼、モンスターである貴女の夫が、もしも絞首台を逃れても、悪魔が彼を地獄に連れて行く前になにかが待ち構えていますよ。」

「獰猛な獣。」

「夫人は、羊の皮を被った狼にちがいない。」などなど。

他にも、「一母親より」と署名された手紙は、こうである。

「貴女は、殺された生贊の血を終夜洗い流すことに手を貸しました。呪いが殺人者の子どもたちに降りかかるでしょう。…貴女の子どもたちに呪いあれ。…貴女の子どもたちが神の呪いで息絶える運命を、神はお与えになります。」

これが「紳士淑女」の国の現実だとしても、ホープリーには許せないことだったにちがいない。妻には、レジナルドを4階に移動させるときに手を借りただけなの

であって、今回の事件は妻とはなんの関係もないのだ。彼女は、レジナルドを早く実家に戻した方がいい、と気遣って言ってくれていたくらいなのだ。

そして、ホープリー自身もまた、「無罪(Not Guilty)!」なのである。「事件のすべてでは、残忍な悪意からではなく、生徒の利益のためという最も情愛的な熱意から生じたものである。また、強情な精神(obstinate spirit)をとり扱う理論がもしも正しいのであれば、それを実施する努力にはなんの罪も、なんの過誤もないはずなのである」¹⁰⁵⁾。

ここでホープリーが主張しようとしているのは、これまでの主張は行使した体罰が穏やかで理性的なものであり傷も軽いものだったということがどちらかといえば主であったが、さらに体罰が確固とした教育理論の基盤にもとづいてその必要から行使されたということである。

ホープリーが『事実』の中で、「私は概してあらゆる種類の体罰に反対であるので、家の中には笞(cane)を決して置いていない。」¹⁰⁶⁾と審判での弁論を繰り返しているからといって、ホープリーが体罰に反対していたと考えるのは早計だとさきに指摘しておいた。体罰を余儀なくさせられたとしてもたしかに彼が「強情」に対して「丈夫で太い杖」をふるったことは事実であり、それは彼の教育論の中に位置づけられた行為であった。さきの言は、なぜ笞ではなく杖を使ったのかという問い合わせに答えるべくなされたものであり、したがってすぐに同頁の註で彼自身次のように釈明せざるを得なくなる。

私が「家の中には笞を決して置いていない。」と言う時、それはこれまで決して笞を置いていたことがないと主張しようとしているわけではない。

実際、彼が教師としていかに生徒に慕われているかを示そうとして彼の『事実』にわざわざ収録された卒業生からの激励の手紙にも、皮肉なことにその事実が記されている。ホープリーが「親切で紳士的」だったことを事件後自分の父親に書き送ったある卒業生の手紙には、「私が記憶している限り、彼[ホープリー]は笞あるいは笞がない時には平定規(flat ruler)以外のものでは決して罰しなかった。」¹⁰⁷⁾と書かれている。

体罰はホープリーの教育論の中にその位置を占めていた。教育者として体罰を行使することは義務ですらあった。その義務の行使がなぜ責められねばならないのか。こうして、獄中からホープリーは「無罪」を主張して『事実』を公刊したのである。

その主張の最後の根拠をホープリーは、ではどこに求めたのか。自らの無罪を主張すべく、「事実」を述べたて卒業生からの手紙を並べ自らの「私の人生の諸目的」

を開陳したホープリーが、彼の体罰觀の正当性を最終的に根拠づけ權威づけるためにもちだしたもの、それこそがジョン・ロックの『教育に関する考察(Some Thoughts concerning Education)』(1693年) 第78節であった。

彼は開き直ったように、生徒の死という結果から彼を責めたてる人々ももしその場に居あわせたならば決して彼の行為を制止しはしなかっただろう、と断定する¹⁰⁸⁾。そして、「とるに足りない些細な算数の練習」ごときでそこまですることはなかっただろうと言う人々を想定して、「克服さるべきであったのは算数などではなく、強情だったのだ。」¹⁰⁹⁾と、逆に人々の教育についての無知を責めたうえで、ホープリーは次のように続けるのである。

さて、かつてもしその美しい寛容で知られる人がいたとすれば、それは哲学者ロックである。かつてもし子どもたちへの真摯な愛をもっていた人がいたとすれば、それはその哲学者である。かつてもし体罰を一掃しよう、あるいは可能な限り少なくしようと努力した人がいたとすれば、それはその哲学者である¹¹⁰⁾。

こうして、ロックを体罰一掃に努力した哲学者としてちだしたうえで、ホープリーはそのロックの『教育に関する考察』第78節を得々と、そして延々と引用し始める。ロックこそが、ホープリーの体罰觀を究極において基礎づけ權威づけるものなのである。

おわりに

人は、これを保身のための妄言だと退け、眉に唾するだろうか。というのも、すこしでも教育思想史を齧つたことのある人であれば、ロックは「鞭打ち(Beating)及び他のすべての種類の奴隸的身体的罰(slavish and corporal Punishments)は、賢明で善良で純真な人間にさせたいという子どもの教育に用いるにふさわしい規律訓練ではありません。」と『教育に関する考察』第52節で言明していることを知っており、体罰否定論者だと一般に解されているふしがあるからである。だが、ホープリーによるロック引用をここで復元するまでもなく、ロック『教育に関する考察』第78節では、最後の手段としてあれ明白に鞭打つことを認めていたのである。

そのために子どもが鞭打たれるのが当然なひとつでしかも唯一の過ちがあります。それは、強情(obstinacy)です。……強情な不従順は力と打撃(force and blows)で制圧されねばなりません。

これに対しては、他に療法がないのです¹¹¹⁾。これは、ロック『教育論』第78節からの引用である。ホーリーがこれを引用していることはいうまでもない。ロックは一般に考えられているような体罰否定論者ではなかったのだ¹¹²⁾。

あるいは人は、ここで、一つの皮肉を見出すだろうか。というのも、ともあれ、ホーリーが自分の使命と自覚した深甚の自信をもっていた彼の教育理論—「私の人生の諸目的」を想起せよ—に痛恨の挫折をもたらしたもの、その教育理論なるものだったということなのだから。彼の体罰観、それこそが彼の全教育論の集約点であり、まさにアキレス腱であった。そして、ホーリーによれば、彼の体罰観はロック教育論によって基礎づけられていたのである。

いずれにしても、ここに至って、ホーリーその人によって彼の体罰観の源泉の在り処が指し示されたのは、否定できない事実である。そしてその事実は、ホーリーの座礁は、遡ってその源泉としてのジョン・ロック教育論の実践的レヴェルでの座礁を象徴してもいよう。たしかに、身体鍛錬を最初に置きそれを重視するホーリーの教育論体系は、オックスフォード時代から医学に関心をもち続け「医学について(De arte Medica)」(1669年)なる習作をも著した¹¹³⁾ロックの教育論と類似してもいる。

しかしまだいまは、性急に結論を急がないようにしよう。いかなる意味で、ホーリーの体罰観はロックのそれによって基礎づけられると考えられたのか。そのことは、機会を改めて、ロックの教育論に即して十分な検討が加えられねばならない。そのとき、ホーリーが否応なく体験してしまった皮肉な悲劇の奥行きも照らし出されることになるだろう。

註

- 1) 拙稿「1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評—ホーリー事件裁判の教育史的再構成(1)」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻、1996年、および「1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評—ホーリー事件裁判の教育史的再構成(2)」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第38巻、1998年、参照。
- 2) *The Lewes Times, Eastbourne Chronicle and Hailsham Observer*, 9 May 1860, p.4
- 3) *The Sussex Express*, 24 July 1860, pp.2-3
- 4) *The English Journal of Education*, June 1860, p.197
- 5) *The Sussex Express*, 5 May 1860, p.6
- 6) *The Manchester Guardian*, 25 July 1860, p.2
- 7) *The Illustrated London News*, 28 July 1860, p.73
- 8) *The Brighton Observer, Fashionable Arrival List, and County*

Intelligencer, 27 July 1860, p.2

- 9) Richard Aldrich, *School and Society in Victorian Britain: Joseph Payne and the New World of Education*, Garland Publishing, 1995, p.80, p.167. なお、ペインによるホーリー批判について、前掲拙稿「1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評(2)」を参照されたい。
- 10) たとえば、松井一磨「ブルーム教育法案の研究」『東北大大学院教育学部研究年報』第21巻、1973年、三好信浩「イギリス公教育の歴史的構造」亜紀書房、1968年、など。
- 11) じっさい、1856年に刊行された『人間の教育についての簡潔な講義』シリーズの序論以降、タイトル・ページの著者名の直後に“F. S. S.”と表記されている。これは、社会科学協会のFellowであることを示すものである。また、1864年に刊行された『ホーリー離婚裁判』が、すぐれて私的な事件と内容を扱ったものであるにもかかわらず、あえてブルーム卿に献呈されていることは、社会科学協会初代会長ブルームとの関係を示唆している。
- 12) British Library所蔵のパンフレット類に広告として掲載されていたり、あるいは1856年以前に既に刊行されているものとして言及されているものに、たとえば、*Helps towards the Physical, Intellectual, and Moral Elevation of all Classes of Society*がある。
- 13) 第2版の大英図書館所蔵本は、第二次大戦中の爆撃により焼失したとされている。初版と第3版の主要な違いは、初版が全86頁だったのに対し第3版が全66頁になったこと。しかし第3版は、内容的には初版と同一であり、むしろ1854年コレラ流行の結果報告を承けて、3箇所で註記が増えている。イングランドとウェールズでの「下痢およびコレラ」による死者数は、26,722人と記されている(Hopley, T., *A Lecture on Respiration*, 3rd edition, 1855, p.37)。
- 14) 見市雅俊『コレラの世界史』(晶文社、1994年、15頁)によれば、イギリスに初めてコレラが上陸した1831年以来、イングランドとウェールズでのコレラによる死者数は、1831・32年が21,882名、1848・49年が55,202名、1853・54年が24,516名、1866年が14,378名、となっている。
- 15) セネカ(茂手木元藏訳)『人生の短さについて・他二篇』岩波文庫、1980年、122-124頁、を参考にした。
- 16) 同上、134頁。なお、往々にして、ストア派とエピクロスの快楽主義とが対立させられて理解される傾向にあるが、セネカはエピクロスについて次のように述べている。「エピクロスの説く、かの快楽なるものが—私は神にかけてこう思っているのだが—いかに正氣で節度のあるものか…。…エピクロスの説くところは崇高であり、また道徳的に正しく、間近に寄つてよく見れば、厳格でさえもある。つまり彼の説く快楽なるものは、結局は小さな狭い範囲に帰着するのであって、われわれストア派の者が徳のために主張する法則と同じ法則を、快楽のために主張している。彼が命ずるのも、快楽を自然に従わしめよ、というのである。」(同上、142-143頁)
- 17) Hopley, T., *Bodily Exercise (continued). the Third of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man*, London, 1858, p.9
- 18) Hopley, T., *An Introductory Lecture on Education: being the First of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man*, 2nd edition, London, 1856, pp.v-vi. 本稿では、大英図書館所蔵本ではなく、グラスゴーのミッセル図書館所蔵本を利用する。大英図書館所蔵本は、1857年に刊行された第3版であり、第2版の表紙にあるエピグラフが欠如している。なお、前掲セネカ『人生の短さについて・他二編』122-124頁、を参考にした。
- 19) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.10
- 20) *ibid.*, p.25
- 21) たとえば、Hopley, T., *A Lecture on Respiration: being the Sixth*

- of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man.* London, 1854. p.27.
- 22) Hopley, *Bodily Exercise (continued)*, p.22
- 23) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.25
- 24) *ibid.*, p.10
- 25) *ibid.*
- 26) *ibid.*, p.13. なお、*Oxford English Dictionary* には古語として “whole” という動詞が登録されており、これは cure や heal という意味で使われていたという。癒し・治療は人間の全体性の回復を意味していた。
- 27) Hopley, *Bodily Exercise (continued)*, p.10
- 28) Hopley, *Bodily Exercise*, p.11
- 29) Spencer, H., *Education: Intellectual, Moral, Physical*. Thoemmes Press, 1993 (orig. 1861). p.8; 三笠乙彦訳『知育・德育・体育論』明治図書、1969年、19頁
- 30) もとより、スペンサーの場合も、体育が最後に論じられる。そして、そこでは、ホーブリーの場合と同様に、Andrew Combe の生理学に言及しつつ（前掲『知育・德育・体育論』178-179・195・233頁）、食養生論や衣服論が見られる。しかしながら、女子教育における運動不足の指摘にホーブリーの視点と同様のものが含まれているといえ（ちなみに、ホーブリーの方が先行している）、決定的に底辺層の健康状態を論じる姿勢は見られない。しかも、スペンサーにあっては、体育はやはり最後の話題でしかない。
- 31) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.12
- 32) *ibid.*, p.38
- 33) *ibid.*, p.34
- 34) *ibid.*, p.36
- 35) *ibid.*, p.38
- 36) もとより、古代ローマのガレノスにあっても血液循环への着目は見られる。また、ハーヴェイ自身、ガレノスの体液論に親しんでいたことは事実である。しかし、医学史家アッカーケネヒトが述べるように、ハーヴェイの血液循环論は、ガレノスのように “animal spirits” と関連させて議論する志向を有さず、そのアプローチにおいてすぐれて「機械主義的 (mechanistic)」と評され得るものであった (Ackerknecht, E. H., *A Short History of Medicine*, revised ed., The Johns Hopkins U.P., 1982, p.114)。
- 37) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.14
- 38) *ibid.*, p.24
- 39) *ibid.*, p.36
- 40) *ibid.*, pp.20-21
- 41) Hopley, *Bodily Exercise (continued)*
- 42) Hopley, *Bodily Exercise*, p.12
- 43) Hopley, *A Lecture on Respiration: Being the Sixth of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man*, p.66
- 44) *ibid.*, p.64
- 45) 「無知は人民を破壊し、教育は、神の祝福とともに、世界を再生させる。」(Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.26), 「教育は、天の祝福とともに、地上から犯罪と悲惨を消滅させる力である。」(*ibid.*, p.11)
- 46) ミシェル・フーコー（田村俊訳）「全体的かつ個別的に一政治理性批判をめざして」『現代思想』vol.15-3, 1987年3月、参照。また、白水浩信「人口・衛生・教育-J・P・フランクを中心とした」『研究室紀要』東京大学大学院教育学研究科教育学研究室、第23号、1997年、参照。
- 47) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, p.12. これは、ロマン主義詩人ウィリアム・ワーズワースの著名な詩の一文でもある。
- 48) *ibid.*, p.29
- 49) *ibid.*, p.33
- 50) *ibid.*
- 51) 『序説』だけでも、*ibid.*, p.18・p.26・p.33・p.36にみられる。『健康と教育への応用生理学』—ホーブリーは *Physiology applied to Health and Education* と略記しているが正確には *The Principles of Physiology applied to the Preservation of Health, and to the Improvement of physical and mental education*…であろう—は、1847年までに28,000部が売られたと *Dictionary of National Biography* は記している。なお、Andrew Combe は、骨相学者 George Combe の弟にあたる。George については、児美川佳代子「骨相学と教育—G. Combe の教育論を中心に」『大人と子供の関係史 第三論集』大人と子供の関係史研究会、1998年、を参照。
- 52) Hopley, *An Introductory Lecture on Education*, pp.v-viii
- 53) *ibid.*, p.viii
- 54) Hopley, T., *Facts bearing on the Death of Reginald Channell Cancellor: with a Supplement and a Sequel*. London, 1860, p.32
- 55) *ibid.*, p.30
- 56) *ibid.*, p.55. 人差し指の太さの杖 (*ibid.*, p.44)。
- 57) *ibid.*, p.43
- 58) *ibid.*, p.29
- 59) *ibid.*, pp.29-30
- 60) *ibid.*, pp.61-62
- 61) *ibid.*, p.9
- 62) *ibid.*
- 63) *ibid.*, p.10
- 64) *ibid.*, p.11
- 65) *ibid.*, p.12
- 66) *ibid.*, p.13
- 67) *ibid.*, pp.13-14
- 68) *ibid.*, pp.12-13
- 69) *ibid.*, p.14
- 70) *ibid.*
- 71) *ibid.*
- 72) *ibid.*
- 73) *ibid.*, p.15
- 74) *ibid.*, p.23
- 75) *ibid.*, p.24
- 76) *ibid.*, p.16
- 77) *ibid.*, p.29
- 78) *ibid.*, p.19
- 79) *ibid.*, p.10
- 80) *ibid.*, p.14 なお、ここで使われている “cure” ということばの語源がラテン語 “cura” であり、世話・配慮・気遣い (= care) といった意味をも含むこと—たとえばセネカ『心の平靜について』の最後には「真剣な絶え間のない気遣い (cura) をもって動搖する魂 (anima) を包んでやらねばならぬ。」と言われる。一については、鈴木七美「癒しの語源学」『人間・文化・心』京都文教大学人間学部、第2号、1999年、参照。
- 81) Hopley, *Facts*, p.18
- 82) *ibid.*, pp.18-19
- 83) *ibid.*, p.25
- 84) *ibid.*, p.29
- 85) *ibid.*, p.30
- 86) *ibid.*, p.31
- 87) *ibid.*, p.52
- 88) *ibid.*, p.55
- 89) *ibid.*, p.68
- 90) *ibid.*, pp.68-69
- 91) *ibid.*, p.69
- 92) *ibid.*
- 93) *ibid.*, p.72
- 94) *ibid.*, p.81
- 95) *ibid.*, p.82

- 96) *ibid.*, p.72
97) *ibid.*, p.4
98) *ibid.*
99) *ibid.*, pp.35-54
100) *ibid.*, p.28
101) 前掲拙稿「1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評(1)」で既に見たように、フィル波特は5月2日の審判では弁護側証人として出ていたが、どうしたわけか、7月23日の公判では登場していなかった。
102) *Times*, 24 July 1860, p.9
103) *Illustrated London News*, 28 July 1860, p.73
104) Hopley, *Facts*, p.41
105) *ibid.*, p.55
106) *ibid.*, p.42
107) *ibid.*, p.63
108) *ibid.*, p.56
109) *ibid.*, p.57
110) *ibid.*
111) Locke, J., *Some Thoughts concerning Education*, ed. by J. W. & J. S. Yolton, Oxford, 1989; ジョン・ロック『教育論』梅崎光生訳、明治図書、1960年
112) この点に関しては、とりあえず、拙稿「ロック、ブラックストン、そして Power of Correction—近代イギリスにおける家族・市民社会・国家と教育 研究序説（その2）」「東京大学教育学部紀要』第24巻、1985年、および「イギリス学校体罰判例史1860-1929：ホーブリー事件の教育史的読解」牧柾名他編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房、1992年、を参照されたい。
113) Romanell, Patrick, *John Locke and Medicine: A New Key to Locke*, Prometheus Books, 1984